

「新景観政策の更なる進化」に関する市民意見募集の結果概要

1 募集期間

平成31年1月10日（木）～平成31年2月12日（火）

2 周知方法

市民しんぶん（各区版）1月15日号（挟み込み）、ホームページ掲載、市民意見募集冊子の配布（市役所案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所・出張所、京都市景観・まちづくりセンター、各市立図書館、大学コンソーシアム京都加盟会員の42大学、建築・不動産・経済等の関係団体）等

3 意見募集結果

(1) 意見書数及び意見数

意見書数：157通 意見数：472件

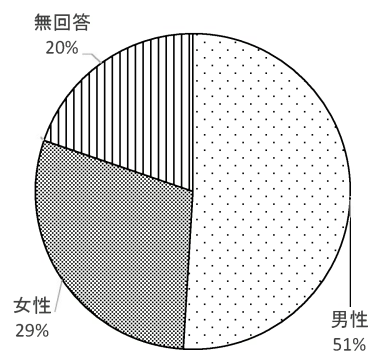
(2) 御意見の内訳

項目		意見数
1 全体について		9 1
	政策の進化に賛同	2 6
	地域特性に応じた政策の進化が必要	7
	慎重な対応が必要	2 0
	規制を緩和するべきではない	2 8
	規制を強化すべき	1 0
2 京都市の景観政策に求められるものについて		6 3
	(1)優れた景観の新たな創造	1 3
	(2)都市計画と連動した、持続可能な都市の構築	1 1
	(3)地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応	8
	(4)地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働	1 8
	(5)様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市のデザイン政策	1 3
3 政策の進化における基本的な考え方について		6 5
	①京都の景観の守るべき骨格の堅持・充実	2 6
	②地域ごとの機能と景観特性を考慮した空間利用の姿	2 2
	③都市機能や広い意味での公共貢献を含めた「優れた計画の誘導」	5
	④地域コミュニティの活動やエリアマネジメントとの連動	1 2
4 具体的な施策展開（例）		1 0 9
	①持続可能な都市の構築に向けた優れた計画の誘導	6 6
	②デザインの創造性を発揮できる仕組づくり	1 3
	③地域に応じたよりきめ細やかな景観形成	1 4
	④関係政策や地域の活動との連動	1 5
	その他	1
5 その他の御意見、御提案		1 4 4
合 計		4 7 2

御意見をいただいた方の属性

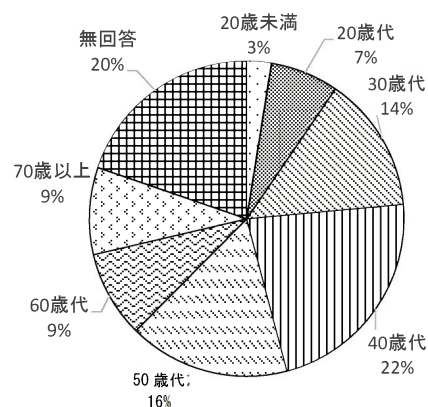
1 性別

分類	通数	割合
男性	80	51%
女性	46	29%
その他	0	0%
無回答	31	20%
合計	157	100%



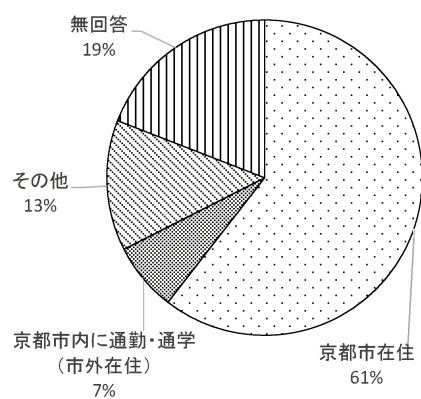
2 年齢

分類	通数	割合
20歳未満	4	3%
20歳代	11	7%
30歳代	22	14%
40歳代	35	22%
50歳代	26	16%
60歳代	14	9%
70歳以上	14	9%
無回答	31	20%
合計	157	100%



3 お住まい等

分類	通数	割合
京都市在住	95	61%
京都市内に通勤・通学 (市外在住)	11	7%
その他	21	13%
無回答	30	19%
合計	157	100%



**「新景観政策の更なる進化」に対する市民の皆様の御意見と
検討委員会の考え方（案）について**

1 全体について（91件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方（案）
【政策の進化に賛同】 - 規制から創造への進化に賛同する。 - 社会経済情勢の変化に応じて景観政策を進化させることに賛成。 - 景観が暮らしや経済・文化に関わるものとしていく考えに賛同。 など	26	御意見と同趣旨の内容は市民意見募集冊子に記載しているところであり、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。
【地域特性に応じた政策の進化が必要】 - 規制を堅持すべき地域と緩和してもよい地域を的確に見据えながら、バランス感覚を持ち更なる進化を進めてもらいたい。 - 保全する地域は今後もしっかり規制を行い、創造ゾーンは大胆に規制を見直すべき。 など	7	京都の景観づくりでは、保全・再生と創造のバランスをとることが重要であり、さらに、地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応が必要です。 現行制度をベースにしながら、優れた景観を新たに創造していく政策の進化を検討しております。
【慎重な対応が必要】 - 新景観政策の基本方向を堅持し、安易な高さ規制の緩和につながる対策は採用しないことを望む。 - 京都のまちづくりのビジョンを見据えた上での進化とする必要がある。 - 安心して住み続けられるよう、住民第一に考えることが必要。 など	20	新景観政策の基本的な考え方のもと、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、暮らしや営みを生き活きとしたものとし、優れた景観を新たに創造していくための政策の進化を検討しているものです。 いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。
【規制を緩和するべきではない】 10年でやっと効果が出てきたところであり、もう少し時間がたってから見直すべき。 - 現政策は住民から賛同を得ており、見直す必要はない。 - 建物の高さ規制が、山が近くに見え空が広く感じられるという京都らしさを守っている。 - 将来にまちなみを残していくためにも、高さ規制の緩和をするべきではない。 - 人口が減少し都市が縮小していく将来を見据えると、建物の高さ規制を緩和するべきではない。 など	28	新景観政策は、硬直化することなく時代と共に絶えず刷新を続ける「進化する政策」であることが求められており、これまでに、「地域景観づくり協議会制度」の創設や「京町家の保全及び継承に関する条例」の制定、「歴史的景観の保全に関する具体的施策」等の政策の進化が図られてきました。 新景観政策の基本的な考え方のもと、持続可能な都市の構築の要請や文化庁の京都移転、基幹的なインフラの整備など社会情勢の変化を勘案し、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、暮らしや営みを生き活きとしたものとし、優れた景観を新たに創造していくための政策の進化を検討しているものです。 いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。
【規制を強化すべき】 - 現状の景観政策に賛同し、むしろ一層の規制を求める。 - 高さ制限はもちろん、外観についても今より厳しい規制として良い。 など	10	地域に応じたきめ細やかな景観形成を図ることが大切であると考えており、そのため、例えば美観地区の一部では「通り景観」に配慮した地区指定の見直し等を検討しています。

2 京都市の景観政策に求められるものについて（63件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方（案）
「（１）優れた景観の新たな創造」への御意見 - 京都にしかない魅力、京都でしか創造できない文化をより深く考えるべき。 - 景観を規制でつくるのではなく、暮らしや生業にもっと目を向けるべき。 - 現在の一律の規制は極めて即物的な、哲学や美学のない規制になっている。 など	13	いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
「（２）都市計画と連動した、持続可能な都市の構築」への御意見 - 子育て世代、若者世代が住むことができる場所、職住近接の働く場所をつくり出せるような土地利用の誘導が、今まさに求められている。 - 持続可能な都市構築プランにおける各拠点のビジョンを明確に示すことが重要。 - 持続可能性に関する考え方が曖昧、5つのエリアの意味がよくわからない。 など	11	地域ごとのビジョンの実現を目指して都市計画と景観政策が連動し、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくことが必要と考えております。 地域ごとの方針やビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しすることが重要であるという御意見の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいります。
「（３）地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応」への御意見 - 世界の歴史的都市は旧市街と新市街を明確に区別している。歴史的都心地区の品格を損なってはならない。 - 新たな発意によるクリエイティブな景観形成を妨げないよう、外観規制は限られた地域に重点的にするほうが良い。 - 地域の実態をしっかりと調査することが重要。 - 将来のまちの姿を具体的に示して、検討を重ねることが重要。 など	8	京都市は個性的な地域が集合した都市であり、地域ごとの固有の状況を丁寧に読み解き、きめ細やかな対応を行う必要があると考えております。 地域ごとの方針やビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しすることが重要であるという御意見の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいります。
「（４）地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働」への御意見 - 住んでいる人々が守りつづけてきた景観であり、住民の立場の景観政策が求められている。 - 地域とともに創り上げるというスタンスと、そのプロセスの構築が重要。 - 住民、市民の意見を尊重し、十分によく聞くことが重要。 など	18	各地域が住民の皆様により、まちがどれだけ大事にされているかが、京都の景観の気配や雰囲気、佇まいの良さを最後のところで支えていただいていると考えております。 そのため、京都市の景観政策は、コミュニティ等のまちづくり活動と協働して取り組むことが重要です。 いただいた御意見を踏まえ、地域ごとの方針やビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しする手法や、地域とともに方針やビジョンをつくりだしていくプロセスの構築について、検討を進めてまいります。

「(5) 様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市のデザイン政策」への御意見	13	
・ 京都には、友禅や織物など、さまざまな職域で美しい文化を支える人々がおられ、この美意識の上に、新しいビジョンを提案・推進できる場が必要。 ・ 伝統的な景観を保護しながら、災害に強いまちづくりを進めてほしい。 ・ 規制と誘導にあたっては、広域的観点からの環境保全措置の枠組みも検討されたい。 ・ 「サウンドスケープ（音風景）」など、視覚以外の感覚をも総合的に勘案した政策を打ちだすべき。 ・ 創造性を重視するのであれば、広く世界にアイデアコンペ方式で案を求めたり、行政内に専門性の高い人材を集めたりして取り組む必要がある。 ・ P D C A サイクルにより、施策の評価など継続的なモニターが重要。 など		これからの都市ビジョンやそれを実行していくための政策について、多くの貴重な御意見をいただきました。 京都市の新景観政策には、こうした多様な都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインして行く視点も求められていると考えております。 京都市において、そのような視点から、いただいた御意見も踏まえ政策の充実を進めていくことを期待します。

3 政策の進化における基本的な考え方について（65件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方（案）
「(1) 京都の景観の守るべき骨格の堅持・充実」への御意見	26	
・ 寺院・神社の由緒ある景観の維持に努めていただきたい。 ・ 町のどこからでも三方の山と空が見えることが京都の景観の特徴であり、建物の高さを制限することが大切。 ・ 高さ規制は厳しいが、そのおかげで五山の送り火などがきれいに見える。 ・ 嵐山などの史跡名勝や景勝地の景観を守っていくためには、周辺地域の景観もおろそかにできない。 ・ 中低層のまちなみを誇る空間資源こそ、貴重なものである。 ・ 鴨川については源流域を含め、府市、市民協調での景観対策が必要。 など		市民意見募集冊子に記載した京都の景観を考えるうえで守るべき骨格ともいえる原理は、社会情勢が変わっても変えるべきものではなく、引き続き堅持し、取組を充実していくべきと考えております。

「(2) 地域ごとの機能と景観特性を考慮した空間利用の姿」への御意見	2 2	
・ 周辺部のブランドを高めて、市全域を魅力的なまちにしてほしい。 ・ 「持続可能な都市構築プラン」と連動し、地域中核拠点では賑わいや働く場、住む場所を誘導するため、高さ規制の見直しを行うべき。 ・ パリやロンドンの副都心を参考に、南部を副都心と位置付けるべき。 ・ 山科区は、自由度の高いまちづくりを可能とし、京都を引っ張っていく地域としても良いのでは。 ・ 丹波口駅周辺は、新たなデザインにチャレンジができ、現代的なのが入り混じる都市景観とすることで、新たなものも受け入れられる京都の文化を発信する地域としてほしい。 ・ 北白川や嵐山界限等の住宅街は、特別地区に指定し、大規模敷地の分割を抑制するのなど、現在の景観を守るべき。 など		市内の各地域の方針やビジョンについて、多くの貴重な御意見をいただきました。 京都市基本構想や都市計画マスタープランで示されている「保全・再生・創造」と、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」における各エリアやゾーン、さらに個別の地域ごとの方針やビジョンを実現していくためには、都市計画と景観政策が連動し、地域ごとの空間利用の姿を提示していくことが重要と考えております。 いただいた御意見も踏まえ、京都市において引き続き検討が進められるものと考えております。
「(3) 都市機能や広い意味での公共貢献を含めた『優れた計画の誘導』」への御意見	5	
・ 敷地内に歩道と一体となったオープンスペースを設けたり、建物の低層部に賑わい施設を設けることで、歩いて楽しい街並みを誘導してはどうか。 ・ 豪雨災害対策に有効な「地域雨庭」の設置に対して、インセンティブを与える仕組みを検討できないか。 ・ 建築を建てる際、公共性を配慮して貢献するのは当然のことで、これを理由に高さ制限の緩和を行うべきではない。 など		都市での暮らしや営みを活き活きとしたものとし、優れた景観を新たに創造していくための手法の一つとして、高さやデザインの規制の活用を検討しております。 その際には、現行制度をベースに、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地域のまちづくりの視点からも建築計画を評価するべきと考えております。 いただいた御意見も踏まえ、京都市において引き続き検討が進められるものと考えております。
「(4) 地域コミュニティの活動やエリアマネジメントとの連動」への御意見	1 2	
・ 景観づくりに主体的に取り組む住民組織が増え、その活動が進展するよう、更なる支援と連携を強化してほしい。 ・ 景観政策に現場の声を反映するため、政策立案のプロセスに地域の住民組織等が加わることを検討してほしい。 ・ まちづくりに取り組む地域同志が、相互にサポートしあえる体制づくりが重要。 ・ 地域住民主体となって、事業者や新たな参入者とエリアマネジメント活動を発展させることが望まれる。 ・ 市内の地域自治組織の担い手が不足し、今後の展望は厳しい。 など		京都の景観は地域コミュニティをはじめとする様々な主体のまちづくり活動によって支えられており、近年ではエリアマネジメント等、新しい活動も見られるようになってきています。 こうした活動が持続的に発展していけるよう、いただいた御意見を踏まえ、これからの時代の京都に相応しいまちづくりやその支援策のあり方について、検討を深めてまいります。

4 具体的な施策展開（例）について（１０９件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方（案）
「（１）持続可能な都市の構築に向けた優れた計画の誘導」への御意見	66	
【高さ規制の特例許可はするべきではない】 - 高さ規制の緩和には反対。縦ではなく横に広がる都市を構想してください。 - どこのエリアであっても、高さ制限を緩めることは、京都市全体の景観を台無しにしてしまう。 など	10	活き活きとした景観を創造するには、建物の外観だけでなく、機能、緑地やオープンスペースの配置など、総合的な視点から建築計画を評価することが必要です。 三山の眺めなど京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、地域の特性に応じ、そのような総合的な視点から高さ規制のあり方も捉えるべきと考えます。
【地域特性に応じた制度の運用】 - 御池通では、31メートルにスカイラインをそろえて東山の眺望を確保するとともに、15メートルの高さ規制を実施している職住共存地区の景観と住環境を確保する必要がある。 - 御池通で高さ規制の緩和には反対であり、1階の半地下化や階高の確保等の課題には、高さ規制の緩和以外の方策を用いるべき。 - これから作ろうとする拠点には都市のランドマークとなるような建物を誘導し、拠点の魅力を高めるまちづくりをしてもらいたい。 - 地域中核となる拠点では高さを緩和するべき。 - 南部地域は創造というまちづくりを進める上で高さを許可しても良い。 - 山科は、京都刑務所移転構想とも連携し、高さを緩和しても良い。 - 竹田駅周辺、JR以南の山科駅周辺、太秦天神川駅周辺は、現在でも高さ規制は比較的緩く、これ以上の緩和をするべきではない。 - 都市基盤が整備されたところの高さの面的緩和は良い。 - 五条通のリサーチパーク周辺は、企業が集積するために高さを緩和しても良い。 - 五条通のリサーチパーク周辺で高さ規制を緩和する場合は、地区計画を併用し、用途利用をコントロールするべき。 - 五条通沿道も一歩入れば住宅地なので、高さ規制を緩和するべきではない。 など	33	高さ規制の特例制度の活用には、地域の特性に応じて、景観や住環境、都市機能、地域のまちづくり活動等に十分に配慮した計画となるよう、適切に誘導する必要があると考えております。 また、インフラの整備により都市として新たな役割を担うべき地域では、新たな地域の将来像の実現を促すため、適切に高さやデザイン規制の見直しが図られる必要があると考えております。 JR 丹波口駅や京都リサーチパーク地区に近接している五条通沿道（千本通～西大路通）は、新景観政策の実施以降に道路拡幅整備が完了しており、今後、事務所や研究所などが集積した新たな活力を生み出すエリアとなることが期待されています。 いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。
【特例許可の運用】 - 優良な計画にインセンティブを与えることに概ね賛成だが、優良な計画か否かの判断は誰がどのように行うのか、精緻な制度設計が求められる。 - 特例許可をするにあたっては「なぜそれを許可するのか」の説明責任と審査経過の透明性が求められる。 - 許可基準の見直しや審査手続きには、住民の意見の反映や、専門家の判断を取り入れた	23	特例許可制度は、現行の特例制度をベースに、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、都市機能や広い意味での公共貢献を含めた地域のまちづくりの視点からも建築計画を評価するべきものと考えており、その評価にあたっては審査や運用のあり方が重要と考えております。 いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。

ものであるべき。 ・ 特例等を活用して高さを緩和する場合で、隣接してエリマネ組織がある場合、その組織の意見を聴くことが重要。 ・ 特例等を活用して高さを緩和する場合は、後背地の住宅地に対して十分に配慮するため、隣地からのセットバックや敷地面積の最低限度などを要件とするべき。 ・ 特例許可制度の利用を認めるべきかについての考え方を表したガイドラインを示すなどすべき。 ・ 第2ラインを設定するにあたって、ガイドラインにおいて、諸条件を詳細に設定するなどして厳格な条件を付さなければならない。 ・ しかるべき機関による審査などの大切な手続きは省かずに、審査期間の短縮等の課題に取り組むべき。 ・ 高さ制限緩和にあたっては、環境保全措置と景観保全措置を組み合わせるべき。 ・ 軽微なものに限るとしても、特例許可制度の認定制度への移行は避けるべき。 ・ 既存不適格住宅については高さ制限を緩和し、建て替え時の激変が抑止されるようにしてほしい。 など		
「(2) デザインの創造性を発揮できる仕組みづくり」への御意見	1 3	
・ 規制により生まれたデザインより、創造によって優れたデザインが生まれてくるようになることを期待する。 ・ 現状の「規制」ではとりあえず条文にさえ合わせれば良いという考えが先行しており、実際に京都の町並みを守れない状況も見受けられている。 ・ 一般基準から外れたデザインを認めることは、どれだけ街並みへの影響を考えてデザインしたのか、設計者側、市側に相応の説明責任が伴う。 ・ 設計意図や、検討の過程、それを認めた理由をしっかりと公表し、単なる都合による模倣を産まないようにする必要がある。 ・ 一般基準に拘束されることがなく設計者が提案できる制度の構築は賛成だが、そのデザインを評価できる力量が問われる。 など		過度にデザインの一般基準に拘束されることがなく、地域ごとの景観特性に配慮した優れたデザインの建築も誘導することが大切と考えており、そうしたデザインの創造性を発揮できる仕組みや運用のあり方について、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。

「(3) 地域に応じたよりきめ細やかな景観形成」への御意見	1 4	
・ 両側町の通りを挟んだ規制の違いは是正すべき。 ・ 幹線道路のすぐ裏の通りからは、町家越しに高層建物の裏側ばかりが見える。直接面していない通りからの景観に配慮を促す基準としてもらいたい。 ・ 「色・形」の規制に適合していても周囲から浮いている住宅を多く目にするので、「質感」「模様」についての規制を要望する。 ・ 京都らしい色彩を「京都カラー」として定め、推奨してはどうか。 ・ 風致地区の建ぺい率の規制は、場所によっては厳しすぎるのではないか。 ・ 醍醐寺周辺の眺望景観の規制は緩和するべき。 など		地域に応じたよりきめ細やかな景観形成が図れる基準や仕組のあり方について、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。
「(4) 関係政策や地域の活動との連動」への御意見	1 5	
・ まちづくりの担い手の育成に関する具体的施策の充実をしてほしい。 ・ 地域景観づくり協議会のみならず、防災や空き家などの幅広いまちづくりに対する協議会の認定制度と、その協議会を総合的に支援する制度が必要。 ・ 地域景観づくり計画への適合性を認定の審査基準にすることを、市街地景観整備条例に明記すべき。 ・ 行政がエリマネ組織に判断を丸投げすることは責任の放棄であり、エリマネ組織を支援する仕組みの充実と合わせた制度設計が必要。 など		地域まちづくりに関する支援や仕組の充実については、いただいた御意見を踏まえ、京都市において、更なる検討が進められることを期待します。
その他の御意見	1	
・ 具体の施策の立案に当たっても、このまま丁寧な姿勢で進めてほしい。		いただいた御意見を踏まえ、京都市において検討が進められるものと考えております。

5 その他の御意見・御提案（144件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方（案）
【観光と市民生活】 - ホテルが建設され、周辺住民は景観・眺望等で迷惑が増えている。 - 観光客と住んでいる人の調和がとれておらず、住みにくくなっている。 - ホテル建設等による地価高騰への対応を考えることが必要。 など	23	いただいた御意見も参考に、京都市において今後のまちづくりの検討が進められるものと考えております。
【京町家等】 - 京町家などの歴史的・文化的な景観を保持するため、市が財政的な措置をすべき。 - クラウドファンディングやふるさと納税等を活用し、京町家を保全してほしい。 - 京町家を市が買い取り、修繕して貸してはどうか。 - 古い町家が構成する路地空間等からなる歴史的な街の空間を継承して行くには、特別の制度を作る必要がある。 「新しい町家」が増えていくような取り組みに期待する。 など	13	
【広告物】 - 京大周辺の立て看板のような文化的表現物については、規制しないでほしい。 - 公園に設置している看板について、景観に配慮した方法を考えてほしい。 - 祇園祭等の行事に合わせて屋外広告物の規制をしてほしい。 など	6	
【その他】 - 空き家対策を推進するべき。 - 無電柱化を推進するべき。 - 地下エリアを有効活用してはどうか。 - 夜間景観に関するガイドラインを作成してはどうか。 - 市バスと地下鉄をもっと便利にする取組を進めてはどうか。 - 二条城の砂利を舗装すべきでない。 など	77	
【意見募集の方法について】 - 具体的な提案がないので答えられない。 - 具体的な検討内容が明らかになった時点で再度市民意見募集をすべき。 - 意見募集冊子が文字ばかりで読みづらい。 など	25	検討委員会における検討状況を市民の皆様にお知らせするとともに、幅広い御意見をいただき、今後の検討に生かしていくため、検討の途中段階での考え方をお示ししたものです。 検討委員会での答申後、京都市において具体的な施策の案が固まった段階で、京都市により、改めて市民意見募集がなされるものと考えます。